平成２２年（フ）第７６６号
埼玉県所沢市小手指町４丁目５番地の２
アーバンライフ小手指115
債務者　熊谷　達也
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３９７号
埼玉県行田市谷郷１丁目４番20号
債務者　福島　雅代
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４３６号
埼玉県本庄市寿２丁目３番11号　寿荘２号
債務者　大木　輝雄
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４３８号
埼玉県羽生市大字尾崎26番地１
債務者　小林　　透
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４４６号
埼玉県熊谷市妻沼2022番地３　グランドール神明105
債務者　沢代麻里子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２３０１号
札幌市白石区菊水５条２丁目４番23―703号
債務者　佐藤利伎庸
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８２３号
札幌市中央区南５条東１丁目５番地１　エシール南５条607号
債務者　澤井　義孝
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９３３号
札幌市西区八軒５条西11丁目１番23―603号
債務者　小山田享司
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９３４号
札幌市西区八軒５条西11丁目１番23―603号
債務者　由居　宜子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９６８号
札幌市中央区南７条西10丁目1027番地　シングルコートＡ棟302号
債務者　水口　　彩
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９８９号
札幌市中央区南23条西８丁目１番１―605号
債務者　伊藤　　亮
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９９６号
札幌市白石区川下１条９丁目１番37号
債務者　川筋　文子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３００９号
札幌市北区新琴似５条１丁目３番８号　ファミールイケダ301号
債務者　神田　康則
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０１３号
札幌市手稲区曙５条３丁目15番25号　曙５・３―102号
債務者　星野　　茜
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０２８号
札幌市中央区南６条西24丁目２番13号　ヴィラ南円山301号
債務者　藤田美佐子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０４５号
札幌市中央区南１条西26丁目１番22号　ホワイトハウス円山305号
債務者　三浦　明美
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２２号
北海道白老郡白老町字竹浦133番地　リハビリセンター
債務者　加藤　　浩
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係